

# 第87回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2024年6月27日(木曜日)午前10時

## 開催場所

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号  
当社本店

議決権行使期限

2024年6月26日(水曜日)午後5時15分

## 目次

● 第87回定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	14
● 事業報告	25
● 連結計算書類	51
● 計算書類	55
● 監査報告書	59

証券コード 1833

2024年6月5日

(電子提供措置の開始日 2024年5月29日)

株 主 各 位

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号

**株式会社 奥村組**

代表取締役社長 奥村 太加典

## 第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.okumuragumi.co.jp/ir/kabunushi/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、銘柄名（奥村組）または証券コード（1833）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

# 記

## 1. 日 時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

## 2. 場 所

大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号 当社本店

## 3. 会議の目的事項

- |             |  |
|-------------|--|
| <b>報告事項</b> | 1. 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類<br>ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
|             | 2. 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件   |
| <b>決議事項</b> | 第1号議案 剰余金の処分の件   |
|             | 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件   |
|             | 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件  |

以 上

◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様  
に対して交付する書面には記載していません。なお、会計監査人および監査等委員会は次に掲げる事項を含む監査対象書類を監査  
しております。

(1)連結計算書類の連結注記表

(2)計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

### 当日ご出席の場合



#### 株主総会開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・節電のため、当日は会場の空調を控えめに設定し、軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席されない場合



#### ◎ 書面による議決権行使

##### 行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時15分到着分まで

- ・同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。



#### ◎ インターネット等による議決権行使

##### 行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時15分まで

- ・議決権行使ウェブサイトにごアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)

- ・スマートフォン用議決権行使ウェブサイト「スマート行使」もご利用いただけます。詳細は次頁をご参照ください。

- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

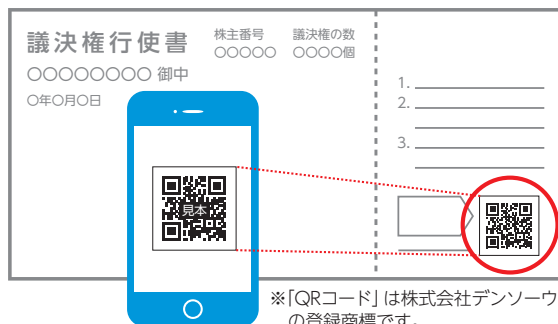
行使期限

2024年6月26日(水曜日)  
午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

### 「スマート行使」による方法



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

#### アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」した後、「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。  
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。  
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

### インターネットによる 議決権行使に関する お問合せ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 [受付時間 午前9時～午後9時]

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営上の最重要課題の一つと認識しており、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、財務状況等を総合的に勘案して、連結配当性向70%以上（業績にかかわらず自己資本配当率(DOE)2.0%を下限とする）という株主還元方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(注) 自己資本配当率(DOE)=年間配当総額(中間+期末)÷自己資本

#### 1 期末配当に関する事項

##### 1. 配当財産の種類

金銭

##### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金160円 総額 5,936,450,720円

これにより、当期における年間配当金は、中間配当金77円と合わせて、1株につき237円となります。

##### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

#### 2 剰余金の処分に関する事項

##### 1. 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,600,000,000円

##### 2. 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,600,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。また、取締役田中敦史氏は2024年2月19日に逝去し退任いたしましたので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者は当社の取締役として適任である旨の意見を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地位および担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	おく むら たかのり 奥 村 太加典 <span>男性</span> <span>再任</span>	代表取締役社長	100% ( 14回 / 14回)
2	かね しげ まさ ひろ 金 重 昌 宏 <span>男性</span> <span>再任</span>	代表取締役 専務執行役員 営業本部長	100% ( 14回 / 14回)
3	つち や たもつ 土 屋 完 <span>男性</span> <span>再任</span>	取締役 常務執行役員 建築本部長	100% ( 14回 / 14回)
4	こ にし くに たけ 小 西 邦 武 <span>男性</span> <span>新任</span>	常務執行役員 西日本支社長	—
5	かし き まさ なり 樫 木 正 成 <span>男性</span> <span>新任</span>	常務執行役員 東日本支社長	—
6	なか たに やす ゆき 中 谷 泰 之 <span>男性</span> <span>再任</span>	取締役 常務執行役員 土木本部長	100% ( 10回 / 10回)
7	まつ しま ひろ ゆき 松 島 弘 幸 <span>男性</span> <span>新任</span>	執行役員 管理本部長	—
8	うえ だ りえ こ 上 田 理恵子 <span>女性</span> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	100% ( 14回 / 14回)

(注) 中谷泰之氏の取締役会出席率は、2023年6月29日開催の第86回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。



候補者番号

1

おくむら たかのり  
奥村 太加典

(1962年3月15日生)

男性

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2001年4月	当社営業担当
1994年5月	当社関西支社次長	2001年12月	当社代表取締役社長(現任)
1994年6月	当社取締役		
1995年12月	当社東京支社営業部長		(重要な兼職の状況)
2001年4月	当社常務取締役		(一社)全国建設業協会 会長

●所有する当社株式の数

480,457株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

奥村太加典氏は、これまで代表取締役社長として、経営の陣頭指揮を通じて強力なリーダーシップを発揮しており、また、建設業の経営全般に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

2

かねしげ まさひろ  
金重 昌宏

(1966年3月8日生)

男性

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2020年4月	当社東日本支社長
2015年4月	当社東日本支社東京支店 建築営業統括部長	2020年6月	当社取締役 常務執行役員
2019年4月	当社執行役員	2024年4月	当社代表取締役 専務執行役員 (現任)
2019年4月	当社東日本支社東京支店長	2024年4月	当社営業本部長(現任)
2020年4月	当社常務執行役員		

●所有する当社株式の数

10,321株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

金重昌宏氏は、東日本支社東京支店長、東日本支社長、営業本部長などを歴任し、土木および営業部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。





候補者番号

3

つちや たもつ  
土屋 完

(1959年2月8日生)

男性

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2020年4月	当社執行役員
2012年4月	当社東日本支社建築原価部長	2020年4月	当社安全品質環境本部長
2018年4月	当社東日本支社建築原価部 原価担当部長	2021年4月	当社常務執行役員
2019年4月	当社安全品質環境本部 副本部長	2021年4月	当社建築本部長(現任)
		2021年6月	当社取締役 常務執行役員 (現任)

●所有する当社株式の数

10,730株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

土屋完氏は、安全品質環境本部副本部長、安全品質環境本部長、建築本部長などを歴任し、建築部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきました。



候補者番号

4

こにし くに たけ  
小西 邦武

(1964年1月3日生)

男性

新任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社	2024年4月	当社常務執行役員(現任)
2019年4月	当社執行役員	2024年4月	当社西日本支社長(現任)
2019年4月	当社西日本支社副支社長 建築事業担当		

●所有する当社株式の数

9,825株

取締役候補者とした理由

小西邦武氏は、西日本支社副支社長、西日本支社長などを歴任し、建築部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきました。



●所有する当社株式の数

7,537株

候補者番号

5

かしき まさなり  
榎木 正成

(1963年9月28日生)

男性

新任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社	2019年4月	当社東日本支社土木工務部長
2017年4月	当社東日本支社土木工務部長	2020年4月	当社執行役員
2017年12月	当社東日本支社土木工務部長 兼リニューアル技術部長	2020年4月	当社東日本支社東北支店長
2018年4月	当社東日本支社土木工務部長	2024年4月	当社常務執行役員(現任)
2018年12月	当社東日本支社土木工務部長 兼土木第二部長	2024年4月	当社東日本支社長(現任)

取締役候補者とした理由

榎木正成氏は、東日本支社土木工務部長、東日本支社東北支店長、東日本支社長などを歴任し、土木部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

6

なか たに やす ゆき  
中谷 泰之

(1966年6月29日生)

男性

再任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	当社入社	2021年 1月	当社西日本支社土木工務部長
2018年 4月	当社西日本支社土木第三部長	2022年 4月	当社西日本支社関西支店 土木営業統括部長
2019年 4月	当社西日本支社関西土木第三 部長兼リニューアル技術部長	2023年 4月	当社執行役員
2019年 7月	当社西日本支社関西土木第三 部長	2023年 4月	当社土木本部長(現任)
2020年 4月	当社西日本支社土木工務部長 兼関西土木第三部長	2023年 6月	当社取締役 執行役員
		2024年 4月	当社取締役 常務執行役員 (現任)

●所有する当社株式の数

4,975株

●取締役会出席率

100% (10回/10回)

取締役候補者とした理由

中谷泰之氏は、西日本支社土木工務部長、西日本支社関西支店土木営業統括部長、土木本部長などを歴任し、土木部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

7

まつしま ひろ ゆき  
松島 弘幸

(1966年4月27日生)

男性

新任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社	2020年4月	当社執行役員(現任)
2017年4月	当社東日本支社副支社長 管理担当兼総務部長	2021年4月	当社西日本支社副支社長 管理担当
2019年4月	当社東日本支社副支社長 管理担当	2023年4月	当社管理本部副本部長
		2024年4月	当社管理本部長(現任)

●所有する当社株式の数

8,071株

取締役候補者とした理由

松島弘幸氏は、西日本支社副支社長、管理本部副本部長、管理本部長などを歴任し、事務部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

8

う え だ り え こ  
上田 理恵子

(1961年12月18日生)

女性

再任

社外

独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	ダイキン工業(株)入社	2020年 5月	(一社)関西経済同友会 常任幹事(現任)
2001年 8月	(株)マザーネット 代表取締役社長(現任)	2022年 6月	(株)西島製作所社外取締役 (現任)
2016年 4月	追手門学院大学客員教授 (現任)	2022年 6月	当社社外取締役(現任)

●所有する当社株式の数

600株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上田理恵子氏は、ワーキングマザーを総合的に支援する会社を設立し、その経営に携わってこられるなど、ダイバーシティ、女性活躍ならびに働き方改革に関する豊富な知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきました。

選任後は、主に創業者および企業経営者としての視点に基づく助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥村太加典氏は、任期満了により2024年6月4日付で、(一社)全国建設業協会の会長を退任する予定であります。
3. 上田理恵子氏は、社外取締役候補者であります。  
また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
4. 上田理恵子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、上田理恵子氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、当社は当該保険契約を継続して更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

現任の監査等委員である取締役5名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。  
候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地位および担当	取締役会および 監査等委員会出席率 (出席回数/開催回数)
1	こ 寺 哲 夫 小 寺 哲 夫 男性 再任 社外 独立	取締役 (監査等委員)	取締役会 100% ( 14回 / 14回) 監査等委員会 100% ( 13回 / 13回)
2	さ さ き 晃 佐々木 晃 男性 新任	執行役員 内部統制担当	—
3	にし はら けん じ 西 原 健 二 男性 再任 社外 独立	取締役 (監査等委員)	取締役会 100% ( 14回 / 14回) 監査等委員会 100% ( 13回 / 13回)
4	まえ だ えい じ 前 田 栄 治 男性 再任 社外 独立	取締役 (監査等委員)	取締役会 100% ( 14回 / 14回) 監査等委員会 100% ( 13回 / 13回)
5	ひろ せ きょう こ 廣 瀬 恭 子 女性 新任 社外 独立	—	—



候補者番号

1

こ であら      てつ お  
小寺      哲夫

(1953年3月21日生)

男性

再任

社外

独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	検察官任官	2018年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2013年7月	札幌地方検察庁検事正	2019年2月	サムティ(株)社外取締役
2015年9月	弁護士登録	2023年2月	同当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2015年11月	小寺法律事務所開業 (現任)		
2016年2月	サムティ(株)社外監査役		

●所有する当社株式の数

1,812株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

●監査等委員会出席率

100% (13回/13回)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小寺哲夫氏は、弁護士として企業法務の実務に携わってこられるなど、特に高度な法的知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における業務執行の適法性および経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきます。

選任後は、主に弁護士としての専門的見地から助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。





●所有する当社株式の数

8,988株

候補者番号

2

さ さ き あきら  
佐々木 晃

(1966年5月3日生)

男性

新任

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	当社入社	2020年4月	当社管理本部副本部長 兼人事部長
2017年4月	当社西日本支社副支社長 管理担当兼総務部長	2021年4月	当社管理本部副本部長
2019年4月	当社西日本支社副支社長 管理担当	2023年4月	当社西日本支社副支社長 管理担当
2020年4月	当社執行役員(現任)	2024年4月	当社内部統制担当(現任)

取締役候補者とした理由

佐々木晃氏は、西日本支社副支社長、管理本部副本部長、内部統制担当などを歴任し、事務部門における長年の経験を通じて豊富な専門的知識を有しており、当社業務に精通していることから、候補者とさせていただきます。



候補者番号

3

にしはら けんじ  
西原 健二

(1956年7月19日生)

男性

再任

社外

独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 3月	公認会計士登録	2020年 6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)
1998年 8月	センチュリー監査法人(現 E Y 新日本有限責任監査法人)代表社員	2022年 6月	神栄(株)社外取締役(監査等委員)(現任)
2019年 7月	西原公認会計士事務所開業(現任)		

●所有する当社株式の数

903株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

●監査等委員会出席率

100% (13回/13回)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西原健二氏は、公認会計士として企業会計の実務に携わってこられるなど、特に高度な会計知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における業務執行の適正性および経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきます。

選任後は、主に公認会計士としての専門的見地から助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



候補者番号

4

まえ だ えい じ  
前田 栄治

(1961年8月24日生)

男性

再任

社外

独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	日本銀行入行	2020年 6月	同社代表取締役社長 (現任)
2016年 5月	同行理事		
2020年 6月	(株)ちばぎん総合研究所 顧問	2022年 6月	当社社外取締役(監査等 委員)(現任)

●所有する当社株式の数

600株

●取締役会出席率

100% (14回/14回)

●監査等委員会出席率

100% (13回/13回)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

前田栄治氏は、日本銀行の要職を歴任されたほか、金融経済調査や経営コンサルティングなどを手掛ける企業の経営に携わってこられるなど、金融および経済に関する豊富な知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきました。

選任後は、主に企業経営者としての視点に基づく助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。



候補者番号

5 ひろせ きょうこ  
廣瀬 恭子

(1959年3月27日生)

女性
新任
社外
独立

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年3月	(株)広瀬製作所入社	2022年5月	(株)近鉄百貨店社外取締役
1983年3月	同社取締役		(現任)
2001年12月	同社代表取締役社長(現任)		
2020年11月	大阪商工会議所副会頭		(現任)

●所有する当社株式の数

600株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

廣瀬恭子氏は、工業用マシン部品の製造・販売を手掛ける企業の経営に携わってこられるほか、大阪商工会議所の要職を務め、女性の活躍支援に注力するなど、ダイバーシティならびに女性活躍に関する豊富な知識と経営に関する高い見識を有しており、当社における経営判断の妥当性確保のために有益であると判断し、候補者とさせていただきます。

選任後は、主に企業経営者としての視点に基づく助言等をいただくとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小寺哲夫氏は、サムティ(株)の持株会社体制への移行にともない、2024年6月3日付で、サムティホールディングス(株)の社外取締役(監査等委員)に就任する予定であります。
3. 小寺哲夫氏、西原健二氏、前田栄治氏および廣瀬恭子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、小寺哲夫氏、西原健二氏および前田栄治氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。  
また、廣瀬恭子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 小寺哲夫氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。  
西原健二氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
前田栄治氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、小寺哲夫氏、西原健二氏および前田栄治氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。  
また、佐々木晃氏および廣瀬恭子氏の選任が承認可決された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
なお、当該契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、当社は当該保険契約を継続して更新する予定であります。

ご参考

＜取締役会の構成＞ [取締役会における女性比率：約15%]

本総会において第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会の構成ならびに各取締役が有する専門性・経験は次のとおりとなります。

氏 名			地位および担当
奥 村 太加典	<input type="checkbox"/> 男性		代表取締役社長
金 重 昌 宏	<input type="checkbox"/> 男性		代表取締役 専務執行役員 営業本部長
土 屋 完	<input type="checkbox"/> 男性		取締役 常務執行役員 建築本部長
小 西 邦 武	<input type="checkbox"/> 男性		取締役 常務執行役員 西日本支社長
櫻 木 正 成	<input type="checkbox"/> 男性		取締役 常務執行役員 東日本支社長
中 谷 泰 之	<input type="checkbox"/> 男性		取締役 常務執行役員 土木本部長
松 島 弘 幸	<input type="checkbox"/> 男性		代表取締役 常務執行役員 管理本部長
上 田 理恵子	<input checked="" type="checkbox"/> 女性	<input checked="" type="checkbox"/> 社 外 <input checked="" type="checkbox"/> 独 立	取締役
小 寺 哲 夫	<input type="checkbox"/> 男性	<input checked="" type="checkbox"/> 社 外 <input checked="" type="checkbox"/> 独 立	取締役（監査等委員）
佐々木 晃	<input type="checkbox"/> 男性		取締役（常勤監査等委員）
西 原 健 二	<input type="checkbox"/> 男性	<input checked="" type="checkbox"/> 社 外 <input checked="" type="checkbox"/> 独 立	取締役（監査等委員）
前 田 栄 治	<input type="checkbox"/> 男性	<input checked="" type="checkbox"/> 社 外 <input checked="" type="checkbox"/> 独 立	取締役（監査等委員）
廣 瀬 恭 子	<input checked="" type="checkbox"/> 女性	<input checked="" type="checkbox"/> 社 外 <input checked="" type="checkbox"/> 独 立	取締役（監査等委員）

中期経営計画  
(2022～2024年度)  
との整合性
















企業価値の向上

事業領域の拡大

人的資源の活用

- (注) 1. 上記は、各取締役が有する専門性・経験のすべてを表すものではありません。  
 2. 指名・報酬委員会およびESG/SDGs推進委員会における「◎」は委員長を、「○」は委員を示しております。  
 3. 「中期経営計画との整合性」については、中期経営計画（2022～2024年度）に掲げる事業戦略の基本方針と特に関連性の高い項目を示しております。

》 株主総会参考書類

企業経営	財務/会計 /ファイナンス	法務/リスク管理 /コンプライアンス	営業/ マーケティング	建設技術	海外事業	人事/ ダイバーシティ	指名・報酬 委員会	ESG/SDGs 推進委員会
●			●	●		●	○	◎
●			●	●			○	○
●				●	●			○
			●	●	●			○
			●	●				○
●			●	●	●			○
	●	●				●	○	○
●			●			●	○	
		●					◎	
	●	●				●		
	●	●					○	
●	●		●		●		○	
●			●		●	●	○	
								
								
								

### ＜取締役会の構成に関する考え方＞

当社は2019年4月に策定しました「2030年に向けたビジョン」の実現を見据え、「企業価値の向上」、「事業領域の拡大」および「人的資源の活用」を事業戦略の基本方針とする中期経営計画を推進しております。同事業戦略を踏まえ、取締役会として備えるべき主なスキル等を特定し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性等を勘案のうえ適切な構成となるよう努めております。

なお、「企業価値の向上」に資する取り組みとして、ICTの活用による生産性の向上を担うICT統括センター、技術開発の推進等による技術優位性の向上を担う技術本部、「事業領域の拡大」に向けた不動産事業の強化ならびに新規事業の推進を担う投資開発事業本部、「人的資源の活用」を図るうえで大前提となる安全管理のほか、品質環境管理を担う安全品質環境本部の各本部組織の長には、それぞれ執行役員等を選任しており、取締役会への陪席などを通じて、各分野の推進状況等を共有することで取締役会の実効性の向上を図っております。

このほか、独立社外取締役を委員長とし、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬などの決定プロセスの客観性・透明性の向上を図っており、取締役候補者については、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会の決議により決定しております。また、業務執行取締役7名を委員に含むESG/SDGs推進委員会を設置し、事業活動を通じてサステナビリティを巡る課題に取り組んでおります。



### <政策保有株式について>

#### [保有方針]

当社は、取引関係の維持・強化を目的とし、中長期的な企業価値向上に資する場合に限り、政策保有株式を保有いたします。

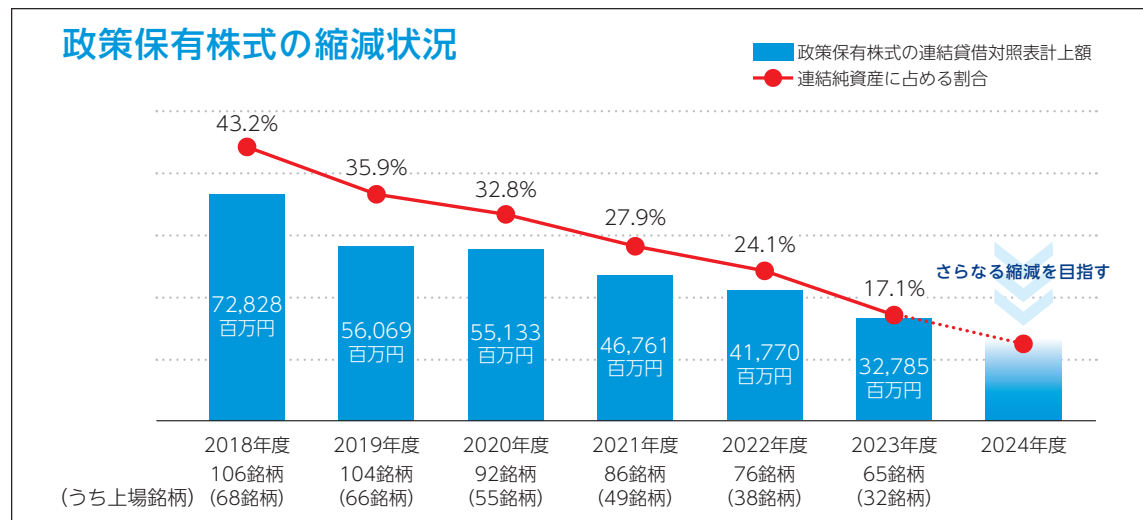
政策保有株式は、毎年、取締役会において、保有による取引関係等の強化によって中長期的な工事受注量の確保が見込め、当社の企業価値向上に資すると判断したものについては保有を継続することとし、保有の意義が乏しいと判断したものについては、株式保有先との対話・交渉を実施しながら、縮減する等見直しを行うこととしております。

#### [縮減計画]

中期経営計画（2022～2024年度）においては、政策保有株式のさらなる縮減を進め、2025年3月末までに連結純資産の20%以下を目指すこととしております。

2023年度には上場銘柄を32銘柄まで縮減し、政策保有株式の連結純資産に占める割合は17.1%となり、上記目標を達成しましたが、引き続き、政策保有株式の縮減に取り組んでまいります。

なお、売却代金は、「2030年に向けたビジョン」の実現に向けた、成長投資への充当原資といたします。



※当社は「みなし保有株式」を保有していません。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行等にもない経済活動の正常化が進みましたが、物価の高騰や海外経済減速の影響が続いたことなどから、回復のペースは緩やかなものとなりました。そのような中、建設業界においては、建設投資は堅調に推移したものの、依然として資材価格が高い水準で推移するなど、楽観できない事業環境が続きました。

当社グループにおきましては、売上高は、前期に比べ15.5%増加した288,146百万円となりました。損益面では、売上高が増加したこと等により、売上総利益は同10.0%増加した35,191百万円、営業利益は同15.7%増加した13,708百万円、経常利益は同15.3%増加した14,878百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同10.9%増加した12,493百万円となりました。

#### 当社の部門別受注高・売上高・次期繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木事業	191,051	105,850	103,154	193,747
	建築事業	207,075	231,032	165,185	272,922
	計	398,127	336,883	268,340	466,669
投資開発事業等		—	—	6,119	—
合 計		398,127	336,883	274,460	466,669

### 2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3,139百万円で、このうち、主なものは賃貸用土地・建物の取得およびクロスインベーションセンター開設にともなう設備工事等であります。

### 3. 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額80億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

### 4. 対処すべき課題

#### (1) 経営環境の見通し

わが国経済の先行きは、海外経済の状況や高騰が続く物価の動向など不透明な部分はあるものの、雇用・所得環境の改善等を背景に、内需を中心に緩やかな回復基調を辿ることが期待されています。建設業界においては、建設投資は引き続き堅調に推移することが見込まれますが、2024年4月から建設業にも適用されています時間外労働の上限規制の影響が懸念されるなど、予断を許さない事業環境が続くものと思われまます。

#### (2) 中期経営計画（2022～2024年度）

当社グループといたしましては、社会のニーズの変化を見据えた事業・サービスを展開するとともに、ESG/SDGsに関わる取り組みを一体的に推進するなど、確かな技術と誠実な事業運営により社会の信頼に応え、成長し続ける企業グループを目指す所存であり、将来のありたい姿を示す「2030年に向けたビジョン」の実現を見据えた第2のステップである「中期経営計画（2022～2024年度）」に掲げた事業戦略の基本方針に基づく取り組みを推進しております。

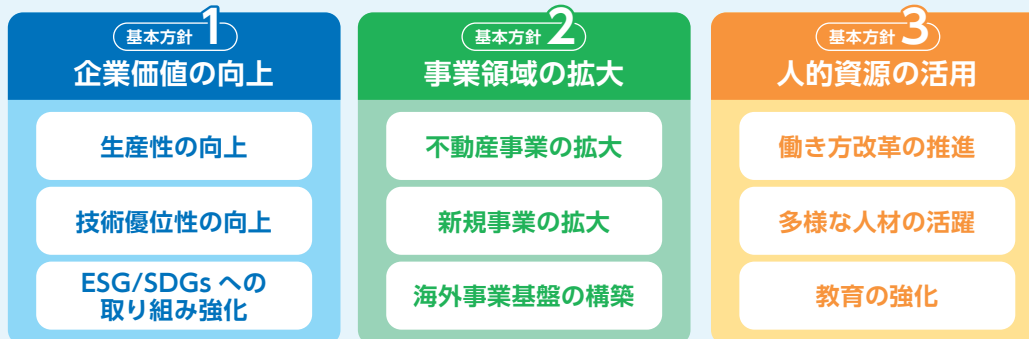


具体的には、業務改革や組織改編、DXの推進等による生産性および技術優位性の向上などを通じて「企業価値の向上」を図るとともに、不動産事業のさらなる拡大や強固な海外事業基盤の構築、従来の建設会社の枠を超えたバイオマス発電事業の推進といった「事業領域の拡大」、全社員のワークライフバランス実現のための社内制度の拡充や多様な人材がより活躍できる環境整備など「人的資源の活用」に引き続き取り組んでおります。

また、これらの取り組みを加速させるべく、多様な人材が能力を最大限に発揮できることを志向した新オフィス「クロスイノベーションセンター」を2023年10月、東京丸の内開設しており、同オフィスを拠点に産官学民の連携強化による技術開発、ベンチャー企業との交流等による新規事業の開拓など、社内外の様々なリソースを活用したオープンイノベーションを強力に推進してまいります。

## 中期経営計画(2022~2024年度)の概要

### ● 事業戦略の基本方針



### ● 財務目標

(単位: 億円)

連結項目	2022年度(実績)	2023年度(実績)	2024年度(目標)
売上高	2,494	2,881	2,800
営業利益(営業利益率)	118(4.7%)	137(4.8%)	190(6.8%)
経常利益(経常利益率)	129(5.2%)	148(5.2%)	200(7.1%)
ROE	6.6%	6.9%	8%以上

### ● 非財務目標

	2022年度(実績)	2023年度(実績)	2024年度(目標)
再生エネ事業 による発電量	<b>再生可能エネルギー(再エネ) 由来電力の安定供給</b>		
	7.7万MWh/年 [約4.1万t-CO <sub>2</sub> /年]	18.4万MWh/年 [約9.7万t-CO <sub>2</sub> /年]	18万MWh/年以上 [8万t-CO <sub>2</sub> /年以上のCO <sub>2</sub> 排出量削減に貢献することを目指す]
建設事業 によるCO <sub>2</sub> 排出量	<b>施工段階におけるCO<sub>2</sub>排出量削減施策の推進</b>		
	23.07t-CO <sub>2</sub> /億円 [約5.8万t-CO <sub>2</sub> /年]	21.11t-CO <sub>2</sub> /億円 [約5.9万t-CO <sub>2</sub> /年]	21.21t-CO <sub>2</sub> /億円未満 [6万t-CO <sub>2</sub> /年未満にCO <sub>2</sub> 排出量を抑制することを目指す]
設計施工建物の 運用エネルギー	<b>設計段階におけるCO<sub>2</sub>排出量削減施策の推進</b>		
	35.0%削減	39.6%削減	30%*以上削減 [ZEB推進等により建物運用時のCO <sub>2</sub> 排出量を30%*以上削減することを目指す]

\*2013年度比

● 投資計画

「2030年に向けたビジョン」の実現に向け、中期経営計画（2022～2024年度）では3年間で500億円規模の投資を計画している



● 資本政策

**株主還元政策**

「2030年に向けたビジョン」の実現に向けての積極的な投資と株主の皆様への着実な利益還元を両立すべく、株主還元政策を以下のとおりとします

**【基本方針】** 安定的な配当を継続することを前提としたうえで、業績に応じた成果の配分を行うとともに、自己株式取得を機動的に実施する

**【中期経営計画（2022～2024年度）期間中の方針】**

連結配当性向 **70%**以上

業績に関わらず自己資本配当率(DOE) 2.0%を下限とする  
※自己資本配当率(DOE) = 年間配当総額(中間+期末)÷自己資本

**政策保有株式の縮減**

- 政策保有株式のさらなる縮減を進め、連結純資産の20%以下を目指す
- 売却代金は「2030年に向けたビジョン」実現のため、投資計画の原資とする

当社といたしましては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、全役職員一丸となって「中期経営計画（2022～2024年度）」を推進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産および損益の状況の推移

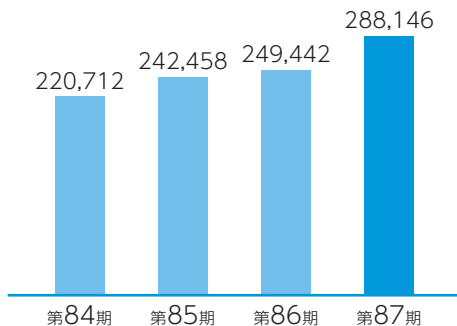
### (1) 当社グループの財産および損益の状況の推移

(単位 百万円)

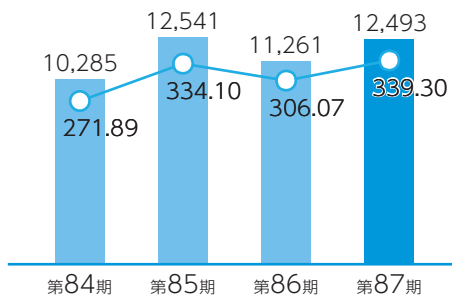
区 分	第84期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第85期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第86期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第87期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高	220,712	242,458	249,442	288,146
親会社株主に帰属する当期純利益	10,285	12,541	11,261	12,493
1株当たり当期純利益	271円89銭	334円10銭	306円07銭	339円30銭
総資産	329,005	332,348	343,727	384,750
純資産	167,963	167,425	173,215	191,573

#### 売上高

(百万円)



#### 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



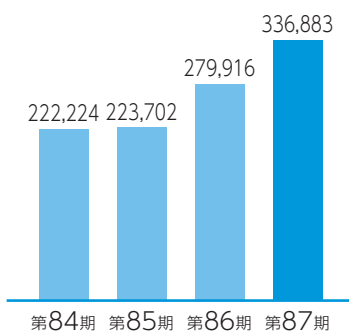
(2) 当社の財産および損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第84期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第85期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第86期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第87期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
受 注 高	222,224	223,702	279,916	336,883
売 上 高	215,782	237,230	242,266	274,460
当 期 純 利 益	10,590	12,715	11,764	12,568
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	279円97銭	338円72銭	319円74銭	341円34銭
総 資 産	306,430	301,506	304,004	342,384
純 資 産	164,553	161,192	166,653	180,119

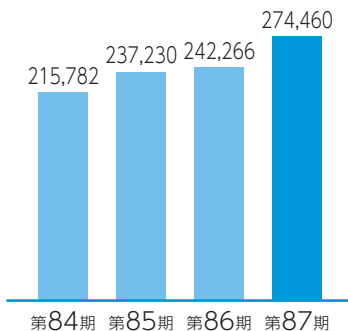
受注高

(百万円)

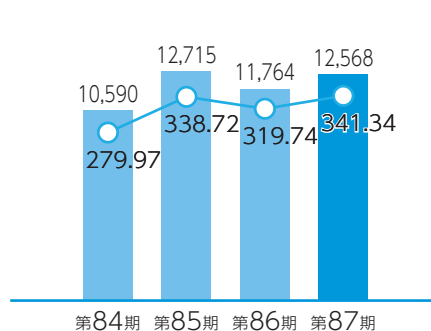


売上高

(百万円)



当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
奥村機械製作株式会社	100百万円	100.0%	建設資機材等の製造・販売
太平不動産株式会社	20	100.0	不動産の斡旋・販売・賃貸他
石狩バイオエナジー合同会社	5	50.0	再生可能エネルギーによる発電・電気販売
平田バイオエナジー合同会社	10	56.0	再生可能エネルギーによる発電・電気販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の4社であります。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者として2022年11月30日国土交通大臣許可（特－4）第2200号の更新許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として2022年10月5日国土交通大臣免許（14）第1688号の更新免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

## 8. 従業員の状況

### (1) 当社グループの従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
土木事業	970名	△11名
建築事業	1,243	63
投資開発事業	57	9
その他	74	2
合計	2,344	63



(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,265 <sup>名</sup>	61 <sup>名</sup>	42.4 <sup>歳</sup>	15.8 <sup>年</sup>

9. 主要な営業所

(1) 当 社

本 社 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号  
 東京本社 東京都港区芝五丁目6番1号  
 支 社 東日本支社(東京都港区) 西日本支社(大 阪 市)  
 支 店 札幌支店(札幌市) 関西支店(大 阪 市)  
 東北支店(仙台市) 広島支店(広 島 市)  
 東京支店(東京都港区) 四国支店(高 松 市)  
 名古屋支店(名古屋市) 九州支店(北九州市)  
 クロスイノベーション  
 ションセンター  
 技術研究所 (東京都千代田区丸の内)  
 (つくば市)

(2) 子 会 社

奥村機械製作株式会社(大 阪 市)  
 太平不動産株式会社(東京都港区)  
 石狩バイオエナジー合同会社(石 狩 市)  
 平田バイオエナジー合同会社(福島県石川郡平田村)

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	8,000 <sup>百万円</sup>
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,000

## 2 会社の株式に関する事項

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数                    | 96,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数（自己株式1,562,409株を含む） | 38,665,226株 |
| 3. 株 主 数                       | 28,319名     |
| 4. 大 株 主                       |             |

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,200 <sup>千株</sup>	14.0%
奥村組従業員持株会	1,948	5.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,602	4.3
株式会社りそな銀行	1,214	3.3
住友不動産株式会社	1,210	3.3
日本生命保険相互会社	643	1.7
株式会社三井住友銀行	556	1.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	528	1.4
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	495	1.3
奥村太加典	471	1.3

- (注) 1. 当社は自己株式1,562,409株を保有していますが、上記から除いております。  
 2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。  
 3. 奥村太加典氏の持株数には、奥村組役員持株会における本人持分を含めておりません。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当事業年度中に取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に交付した株式報酬は次のとおりであります。

また、当社は、2023年7月20日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議しております。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	7,837 株	7 名

(注) 非金銭報酬等として交付したものであり、その内容につきましては、「3 会社役員に関する事項 4. 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 村 太加典		(一社)全国建設業協会 会長
取 締 役	水 野 勇 一	営業本部長	
取 締 役	大 角 透	西日本支社長	
取 締 役	金 重 昌 宏	東日本支社長	
取 締 役	土 屋 完	建築本部長	
取 締 役	中 谷 泰 之	土木本部長	
取 締 役	上 田 理恵子		(株)マザーネット 代表取締役社長 (株)西島製作所 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 寺 哲 夫	監査等委員会委員長	弁護士(小寺法律事務所代表) サムティ(株) 社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (常勤監査等委員)	安 倍 和 俊		
取 締 役 (監 査 等 委 員)	八 代 浩 代		弁護士(飯野・八代法律事務所)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 原 健 二		公認会計士(西原公認会計士事務所代表) 神栄(株) 社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	前 田 栄 治		(株)ちばぎん総合研究所 代表取締役社長

- (注) 1. 2023年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、小寺健司氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2023年6月29日開催の第86回定時株主総会において、中谷泰之氏が取締役に選任され、就任いたしました。
3. 代表取締役田中敦史氏（管理本部長）は、2024年2月19日に逝去し、代表取締役を退任いたしました。
4. 取締役金重昌宏氏は、2024年4月1日付で代表取締役に就任しております。
5. 取締役（監査等委員）八代浩代氏の兼職先である飯野・八代法律事務所は、2024年4月1日付で八代法律事務所となっております。
6. 取締役上田理恵子、取締役（監査等委員）小寺哲夫、八代浩代、西原健二、前田栄治の5氏は、社外取締役であります。

7. 取締役上田理恵子、取締役（監査等委員）小寺哲夫、八代浩代、西原健二、前田栄治の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
8. 取締役安倍和俊氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人および内部監査部門と十分な連携を図ることなどにより、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
9. 取締役（常勤監査等委員）安倍和俊氏は、経理部門における長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 取締役（監査等委員）西原健二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
11. 取締役（監査等委員）前田栄治氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
12. 当社は執行役員制度を導入しており、2024年3月31日現在の執行役員の役職および氏名は次のとおりであります。

\*印は、取締役兼務であります。

*副社長執行役員	(営業本部長)	水野勇一
副社長執行役員	(営業本部営業担当兼ダイバーシティ担当)	小坂肇
専務執行役員	(営業本部西日本統括兼万博・IR担当)	飯島俊荘
専務執行役員	(技術本部トンネル技術フェロー)	小寺健司
常務執行役員	(西日本支社九州支店長)	林裕之
*常務執行役員	(西日本支社長)	大角透
常務執行役員	(投資開発事業本部長)	吉見和行
*常務執行役員	(東日本支社長)	金重昌宏
常務執行役員	(技術本部技術担当)	大西亘
*常務執行役員	(建築本部長)	土屋完
常務執行役員	(西日本支社関西支店長)	川谷澤之
常務執行役員	(技術本部技術担当)	湯山和利
常務執行役員	(営業本部営業担当)	林孝憲
常務執行役員	(技術本部長)	岡田章
執行役員	(ICT統括センター長)	馬郡直樹
執行役員	(安全品質環境本部長)	谷口裕英
執行役員	(東日本支社副支社長) (土木事業担当)	安井義則
執行役員	(西日本支社副支社長) (建築事業担当)	小西邦武
執行役員	(西日本支社広島支店長)	菅信晴

執行役員	(東日本支社 中央新幹線神奈川駅統括工事所長)	後藤 靖彦
執行役員	(西日本支社副支社長 土木事業担当)	町田 博紀
執行役員	(東日本支社東京支店長)	大熊 一由
執行役員	(管理本部副本部長)	松島 弘幸
執行役員	(西日本支社副支社長管理担当)	佐々木 晃
執行役員	(技術本部技術担当)	中田 峰示
執行役員	(業務改革推進プロジェクトリーダー)	古澤 浩司
執行役員	(東日本支社東北支店長)	檜木 正成
執行役員	(東日本支社名古屋支店長)	堀 順一
執行役員	(東日本支社副支社長 建築事業担当)	阿部 健一
執行役員	(技術本部副本部長)	磯上 晃一
*執行役員	(土木本部長)	中谷 泰之
執行役員	(西日本支社 海外事業担当兼海外工事部長)	山本 祐司
執行役員	(西日本支社四国支店長)	角谷 嘉泰
執行役員	(東日本支社札幌支店長)	久野 和敬

13. 2024年4月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

		変更前	変更後
水野 勇一	副社長執行役員 (営業本部長)	副社長執行役員 (本社営業担当)	
小坂 肇	副社長執行役員 (営業本部営業担当兼ダイバーシティ担当)	副社長執行役員 (社長補佐営業担当兼ダイバーシティ担当)	
飯島 俊荘	専務執行役員 (営業本部西日本統括兼万博・IR担当)	専務執行役員 (本社営業担当)	
小寺 健司	専務執行役員 (技術本部トンネル技術フェロー)	専務執行役員 (本社技術担当)	
大角 透	常務執行役員 (西日本支社長)	専務執行役員 (営業本部西日本統括兼万博・IR担当)	
金重 昌宏	常務執行役員 (東日本支社長)	専務執行役員 (営業本部長)	
大西 亘	常務執行役員 (技術本部技術担当)	専務執行役員 (技術本部技術担当)	

湯山和利	常務執行役員 (技術本部技術担当)	専務執行役員 (技術本部技術担当)
林裕之	常務執行役員 (西日本支社九州支店長)	常務執行役員 (西日本支社営業担当)
吉見和行	常務執行役員 (投資開発事業本部長)	常務執行役員 (投資開発事業担当)
川谷澤之	常務執行役員 (西日本支社関西支店長)	常務執行役員 (西日本支社営業担当)
小西邦武	執行役員 (西日本支社副支社長建築事業担当)	常務執行役員 (西日本支社長)
中田峰示	執行役員 (技術本部技術担当)	常務執行役員 (技術本部技術担当)
樫木正成	執行役員 (東日本支社東北支店長)	常務執行役員 (東日本支社長)
中谷泰之	執行役員 (土木本部長)	常務執行役員 (土木本部長)
安井義則	執行役員 (東日本支社副支社長土木事業担当)	執行役員 (東日本支社) 中央新幹線神奈川県駅統括工事所長
菅信晴	執行役員 (西日本支社広島支店長)	執行役員 (西日本支社営業担当)
後藤靖彦	執行役員 (東日本支社) 中央新幹線神奈川県駅統括工事所長	執行役員 (東日本支社) 中央新幹線神奈川県駅統括工事所長補佐
町田博紀	執行役員 (西日本支社副支社長土木事業担当)	執行役員 (東日本支社名古屋支店長)
松島弘幸	執行役員 (管理本部副本部長)	執行役員 (管理本部長)
佐々木晃	執行役員 (西日本支社副支社長管理担当)	執行役員 (内部統制担当)
堀順一	執行役員 (東日本支社名古屋支店長)	執行役員 (西日本支社関西支店副支店長)
玉村浩之	西日本支社 関西支店土木営業統括部長	執行役員 (西日本支社関西支店長)

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務を執行しない取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

## 4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、構成員の過半数を独立社外取締役とする。）を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会において決定しております。



### ② 決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、職責等を踏まえた適正な水準とすること、業績および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとなること、ならびに株主との価値共有に資することを基本方針とし、金銭報酬としての定額報酬および業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬としての株式報酬により構成することとしております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、独立的な立場から経営監督機能を果たすことや、職務が直接業績と連動しないことを踏まえ、定額報酬のみとしております。

また、報酬の決定プロセスは、客観性と透明性が担保されたものとしております。

#### <定額報酬>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、定額報酬については、身分および役位ごとにその責任や役割等に応じた報酬テーブルを策定し、同テーブルに基づいて支給額を決定のうえ毎月支給することとしております。

#### <業績連動報酬>

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、業績連動報酬（賞与）については、算定基準等を定めた規程を策定し、一定の支給条件を満たした場合に、当該事業年度の業績を表す指標として最も重視している「連結営業利益」の実績額と連動させて支給額を決定のうえ毎年7月に支給することとしております。

#### <非金銭報酬>

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個人別の報酬のうち、非金銭報酬については、譲渡制限付株式を割当てることとし、同株式および同株式の払込のための出資の目的とされる金銭報酬債権の取扱いを定めた規程を策定し、役位に応じた基準額に基づき、取締役会の決議により割当株式数を決定のうえ同取締役会の決議により定められた日に割当てることとしております。

#### <定額報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の割合>

定額報酬、業績連動報酬（賞与）および非金銭報酬（株式報酬）の割合については、業績指標の目標値を達成した場合に概ね63%、25%、12%となるように設定しております。

＜監査等委員である取締役の報酬＞

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しており、独立的な立場から経営監督機能を果たすことや、職務が直接業績と連動しないことを踏まえ、定額報酬のみとしております。

- ③ 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、定額報酬に係る報酬テーブルおよび同テーブルに基づく個人別の支給額、業績連動報酬に係る算定基準および同基準に基づき事業年度終了後に算定する個人別の支給額、ならびに非金銭報酬に係る役位に応じた個人別の譲渡制限付株式基準額を、指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を得たうえで取締役会において決議することとしており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

**(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第79回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内に定め、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は取締役会の決議によること、監査等委員である取締役の報酬額を年額6,000万円以内に定め、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名であります。

また、上記の金銭報酬枠とは別枠で、2022年6月29日開催の第85回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額6,000万円以内、発行または処分される当社普通株式の総数を年25,000株以内とし、各取締役への具体的な支給時期および配分の決定は、取締役会の決議によることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は7名であります。

(3) 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	9名 (1)	162 (7) 百万円	35 (-) 百万円	30 (-) 百万円	228 (7) 百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (4)	48 (30) 百万円	— (-) 百万円	— (-) 百万円	48 (30) 百万円
合 計	14名	210 百万円	35 百万円	30 百万円	277 百万円

- (注) 1. 上記には、2023年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役および2024年2月19日に逝去し退任した取締役に対する報酬等を含んでおります。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は「連結営業利益」であり、また、当該指標を選定した理由は、中期経営計画において主要数値目標として設定するなど当社が最も重視している指標であるとともに、当該事業年度の業績を判断するうえで客観的な指標であると考えられるためであります。業績連動報酬等の額は、同利益の実績額と連動させて算定しており、当該指標の目標値を達成した場合の標準的な割合が報酬額全体の概ね25%となるよう設定しております。なお、当事業年度における同利益の実績は13,708百万円となりました。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の兼職状況につきましては、「1. 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	上 田 理 恵 子	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に創業者および企業経営者としての視点に基づき、経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	小 寺 哲 夫	当事業年度開催の取締役会14回、監査等委員会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議を主導するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	八 代 浩 代	当事業年度開催の取締役会14回、監査等委員会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	西 原 健 二	当事業年度開催の取締役会14回、監査等委員会13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、業務執行の適正性および経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。
取締役(監査等委員)	前 田 栄 治	当事業年度開催の取締役会14回、監査等委員会13回のすべてに出席し、主に企業経営者としての視点に基づき、経営判断の妥当性確保に資する助言等を行っており、また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的な立場から、経営の監督機能を適切に果たしております。

## 4 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### (1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

56百万円

#### (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

61百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、経理部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況の相当性、報酬見積の算定根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」にかかる賃上げ実績の確認業務についての対価を支払っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等適正な会計監査ができないと認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

### I. 基本的な考え方

当社は、絶えず変動する経営環境の中で、企業として社会的責任を果たしつつ、事業にともなうリスクを管理し収益を上げていくため、内部統制システムの適切な整備、運用を図ることとする。

### II. 基本方針

#### <取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制>

- ① 取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めるところに従い、会社の業務執行方針を決定し、日常の取締役および執行役員の業務執行を監督する。
- ② 取締役会における意思決定、取締役、執行役員および職員の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するため、適宜、弁護士、公認会計士等の専門家の確認、助言を得る。
- ③ コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、取締役会および代表取締役の意思決定、業務執行における諮問機関として弁護士を加えたコンプライアンス委員会を設置し、取締役中より委員長を選任する。
- ④ 独占禁止法の遵守徹底を図るため、社外有識者を招聘した談合防止専門委員会をコンプライアンス委員会の下に設置し、同法違反防止策の立案ならびにその妥当性および有効性を検証ないし確保する。
- ⑤ コンプライアンスの浸透、定着を図り、会社組織の業務執行の適正性を確保するため、経営理念、企業行動規範に基づく「コンプライアンスに関する基本規程」ほか関連規程を整備、運用するとともに、内部監査部門によるモニタリングを適時実施する。
- ⑥ 代表取締役は、反社会的勢力との関係遮断をはじめ、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力する。
- ⑦ 「社内通報規程」に則り、社内および弁護士事務所内に設置する窓口へ寄せられた通報に対し迅速かつ厳正に対処する。



### ＜取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制＞

- ① 取締役の職務の執行に係る情報について、法令および規則等に則り作成、保存のうえ、取締役、会計監査人等が適時閲覧できるよう管理する。
- ② 統合マネジメントシステムの運用ならびに内部監査部門によるモニタリングを通じ、法定書類等の保存期間、意思決定に係る稟議書類の整理、保管状況等の検証を行う。
- ③ 情報資産を紛失、盗難、破壊、不正アクセス等の脅威から守ることに加え、個人情報保護するため、情報セキュリティポリシーおよび個人情報保護ポリシー等に基づき管理を行う。
- ④ 株主、投資家に対し適時、正確かつ公平な情報を提供するため、情報取扱責任者およびIRチームは、ディスクロージャーポリシーに則り、情報内容を検証のうえ、所定の手続きを経て開示する。

### ＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞

- ① 財務報告に係る内部統制が有効に機能することを確保するため、財務報告の基本方針に則り、システムの継続的な見直しを行う。
- ② 自然災害発生時の対応マニュアルおよびクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備、運用、さらには事業継続計画（BCP）の継続的な改善に取り組み、損失の拡大を防止する。
- ③ 事業に重大な影響を与えるリスクを日常から把握し、必要な対策を講じるため、リスクマネジメント体制の継続的な見直しを行うとともに、リスクが顕在化した場合は、迅速かつ適切な対応を行う。

### ＜取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会による意思決定の迅速化、執行役員による業務執行の強化を図る。
- ② 代表取締役を中核とする経営委員会を設置し、取締役会に対する付議事項、および取締役会の専決とされているもの以外の会社の業務執行に関する事項を審議、決定する。
- ③ 取締役会は経営理念のもと経営目標および事業計画等を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向け職務を遂行し、取締役会がその執行状況等を監督する。
- ④ 事業環境に適したガバナンス体制を維持するため、組織および業務の継続的な見直しを行う。

### ＜当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

- ① 当社における内部統制の基本的な考え方および取り組みがグループ全体に常に浸透するよう、当社内部監査部門が中心となり子会社に対する監査、指導を行う。
- ② 当社監査等委員会は、必要に応じ子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況を調査する。
- ③ 子会社の取締役、監査役に当社の執行役員または職員を派遣し、業務執行状況を監視、監督するとともに、当社内部監査部門は、子会社を監査対象に含め、その監査結果につき適時当社の取締役会、代表取締役および監査等委員会に報告する。

### ＜監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項＞

- ① 監査等委員会の職務の遂行を補助する、専任および兼任の担当者を内部監査部門に置く。
- ② 内部監査部門に配置する担当者については、業務執行部門が推薦し、監査等委員会の了承を事前に得る。監査等委員会から当該担当者の人事に関する要求があった場合には、これに応じる。
- ③ 内部監査部門は、その独立を確保するため業務執行部門から一線を画するとともに、所属職員の目標管理、人事考課等については監査等委員会の確認を得る。
- ④ 監査等委員会より指示を受けた内部監査部門に所属する担当者は、その指示の実行に際して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、結果の報告については監査等委員会に対してのみ行う。

### ＜監査等委員会への報告に関する体制＞

- ① 代表取締役は、業務執行に関する方針等について監査等委員会と意見を交換する場を設ける。
- ② 監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に資するため、経営委員会その他重要会議に監査等委員の出席を求める。
- ③ 監査等委員会の求めに応じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および職員は、職務の執行状況を報告し、重要な決裁書類等を開示するとともに、本社、支社店等および子会社における業務および財産の状況を調査し、報告する。
- ④ コンプライアンス委員会において内部統制システムの実効性にかかる審議、コンプライアンス違反行為もしくは社内通報に関する審議等を行った場合、監査等委員会に対し、その内容について内部監査部門を通じ報告する。
- ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員または職員が会社および子会社に著しい損害を及ぼす事実、もしくは職務の執行に関し重大な法令、定款違反の行為を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。



- ⑥ 監査等委員会に報告をした者に対し、社内通報規程を準用し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。

### <監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

- ① 監査等委員会の職務に資するため、内部監査部門は、監査方針および監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告する。
- ② 監査等委員会と会計監査人との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設ける。
- ③ 監査等委員会が財務状況および損益状況等を適時モニタリングできる環境を提供するため、ERP基幹系システム等の継続的な見直しを行う。
- ④ 監査等委員5名のうち4名を社外取締役とすることにより、経営の健全性、透明性を確保する。
- ⑤ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用に関しては、当社が負担し、また前払に依る。

## Ⅲ. 運用状況の概要

### (1) 取締役および使用人の職務の執行について

取締役会は、取締役13名（2024年2月19日に1名退任）で組織しており、原則として毎月1回の取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜取締役会を開催し、中期経営計画をはじめ経営に関する重要事項について意思決定しています。なお、経営監督機能の強化を図るため、独立社外取締役5名を選任しています。

取締役会の専決事項以外の業務執行に関する重要事項、ならびに取締役会に対する付議事項について審議、決定する経営委員会（代表取締役、および取締役会において選定する委員で組織する。）の委員に独立社外取締役を加え、運営の透明性を高めています。なお、当事業年度は、経営委員会を13回開催しています。

内部統制機能の強化および運用状況の検証を図るため、会計監査を担当する監査室とその他業務執行全般の監査を担当するコンプライアンス室が連携して内部監査に当たる体制を採っており、その監査結果については、適時、取締役会、経営委員会、代表取締役および監査等委員会に報告され、意思決定および業務執行ならびに経営監視に反映するようにしています。

関係法令等の遵守を監視するため、独立社外取締役、営業本部長、土木本部長、建築本部長および管理本部長に加えて人事部長、弁護士ならびに内部監査部門の責任者である監査室長およびコンプライアンス室長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、役職員の指導、教育に努めています。なお、当事業年度は、コンプライアンス委員会を9回開催しています。

コンプライアンスの浸透、定着を図るため、「コンプライアンスに関する基本規程」に加え、公益通報者保護法に対応した「社内通報規程」のほか、「暴力団等対応マニュアル」等を整備するとともに、これらの要約版として、業務遂行上の行動規範およびそれを実現するための手法、手段および法令等の根拠を明記した「コンプライアンスの標」を全役職員に周知および必要に応じて直接配布のうえ教育研修を実施しています。

また、代表取締役は、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力しています。なお、当事業年度は、「公務員やみなし公務員との付き合いにあたっての知識」および「施工体制適正化」をテーマとした研修を実施しています。

### (2) 損失の危険の管理について

財務報告の基本方針に則り、財務報告に係る内部統制の適切な整備、運用を図っています。また、取締役会による監督や内部監査部門による内部監査等を通じて、財務報告に係る内部統制の有効性を検証、評価し、必要に応じてシステムの継続的な見直しを行っています。

ステークホルダーの判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクを特定し、それに対する本社、支社店等の各部門の取り組み状況をコンプライアンス室において定期的に確認、検証し、代表取締役に報告のうえ、留意点を社内にも通知することにより、リスクの顕在化防止に努めています。

これまでに培ってきた災害対応のノウハウをもとに、事業継続計画（BCP）を構築しており、継続的な見直しと定期的な訓練、検証により実効性の強化を図っています。

### (3) 監査の実効性の確保について

監査等委員会設置会社制度（監査等委員である取締役5名）を採用しており、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選任しています。監査等委員会は、常勤の監査等委員1名のほか、独立社外取締役4名で組織し、委員長は社外取締役から選出しています。

常勤の監査等委員が行う経営全般にわたる監査状況については、監査等委員会において毎月報告がなされ、各監査等委員が確認、審査する体制を採っています。

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等からその職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧ならびに代表取締役との面談を通じ意見表明を行い、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じグループ会社に対しても事業の報告を求めています。

監査等委員会は、内部監査部門である監査室（3名）およびコンプライアンス室（8名）との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議し、情報や意見を交換する場を毎月設けているほか、内部監査部門が行った内部監査結果について適時報告を受けています。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とも必要に応じて、情報交換・認識共有を図る機会を設けています。

監査等委員会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設けているほか、情報や意見の交換も適時実施しています。

---

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 》 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>220,418</b>	<b>流動負債</b>	<b>146,367</b>
現金預金	30,248	支払手形・工事未払金等	52,074
受取手形・完成工事未収入金等	172,323	短期借入金	16,701
販売用不動産	933	リース債務	6
未成工事支出金	3,695	未払法人税等	3,385
投資開発事業等支出金	1,960	未成工事受入金	19,161
仕掛品	926	預り金	19,519
材料貯蔵品	582	完成工事補償引当金	627
その他	9,937	賞与引当金	3,641
貸倒引当金	△189	役員賞与引当金	39
		工事損失引当金	859
<b>固定資産</b>	<b>164,332</b>	資産除去債務	86
<b>有形固定資産</b>	<b>75,476</b>	仮受消費税等	23,960
建物・構築物	22,279	その他	6,305
機械、運搬具及び工具器具備品	17,235	<b>固定負債</b>	<b>46,809</b>
土地	35,149	長期借入金	5,108
リース資産	17	ノンリコース借入金	22,333
建設仮勘定	794	リース債務	15
<b>無形固定資産</b>	<b>1,806</b>	繰延税金負債	18,740
のれん	348	株式給付引当金	150
その他	1,457	資産除去債務	393
<b>投資その他の資産</b>	<b>87,049</b>	その他	67
投資有価証券	68,732	<b>負債合計</b>	<b>193,176</b>
長期貸付金	58	<b>純資産の部</b>	
退職給付に係る資産	5,525	<b>株主資本</b>	<b>148,673</b>
繰延税金資産	2	資本金	19,838
その他	14,661	資本剰余金	26,466
貸倒引当金	△1,930	利益剰余金	107,684
<b>資産合計</b>	<b>384,750</b>	自己株式	△5,316
		その他の包括利益累計額	40,017
		その他有価証券評価差額金	34,976
		繰延ヘッジ損益	3,840
		退職給付に係る調整累計額	1,201
		非支配株主持分	2,882
		<b>純資産合計</b>	<b>191,573</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>384,750</b>

## 》 連結計算書類

### 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	268,340	
投資開発事業等売上高	19,805	288,146
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	238,012	
投資開発事業等売上原価	14,942	252,954
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	30,328	
投資開発事業等総利益	4,863	35,191
<b>販売費及び一般管理費</b>		21,483
<b>営業利益</b>		13,708
<b>営業外収益</b>		
受取利息	73	
受取配当金	1,226	
為替差益	351	
その他	243	1,894
<b>営業外費用</b>		
支払利息	606	
その他	118	724
<b>経常利益</b>		14,878
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	3,205	
その他	710	3,915
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	513	
固定資産圧縮損	108	622
<b>税金等調整前当期純利益</b>		18,171
法人税、住民税及び事業税	5,770	
法人税等調整額	237	6,008
<b>当期純利益</b>		12,163
非支配株主に帰属する当期純損失		329
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		12,493

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	19,838	26,240	103,827	△5,185	144,720
当期変動額					
剰余金の配当			△8,635		△8,635
親会社株主に帰属する当期純利益			12,493		12,493
自己株式の取得				△971	△971
自己株式の処分		226		839	1,066
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	226	3,857	△131	3,952
当期末残高	19,838	26,466	107,684	△5,316	148,673

## 》 連結計算書類

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	24,801	1,829	662	27,293	1,201	173,215
当期変動額						
剰余金の配当						△8,635
親会社株主に帰属する当期純利益						12,493
自己株式の取得						△971
自己株式の処分						1,066
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,175	2,010	538	12,724	1,680	14,404
当期変動額合計	10,175	2,010	538	12,724	1,680	18,357
当期末残高	34,976	3,840	1,201	40,017	2,882	191,573

## 》 計算書類

### 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>212,933</b>	<b>流動負債</b>	<b>142,476</b>
現金預金	27,063	支払手形	1,962
受取手形	1,798	工事未払金	47,713
電子記録債権	1,548	短期借入金	19,821
完成工事未収入金	165,632	リース債務	2
販売用不動産	933	未払法人税等	3,186
未成工事支出金	3,801	未成工事受入金	19,122
投資開発事業等支出金	1,960	預り金	19,005
材料貯蔵品	9	完成工事補償引当金	607
その他	10,362	賞与引当金	3,562
貸倒引当金	△176	役員賞与引当金	35
<b>固定資産</b>	<b>129,451</b>	工事損失引当金	859
<b>有形固定資産</b>	<b>45,094</b>	資産除去債務	18
建物・構築物	13,305	仮受消費税等	23,960
機械・運搬具	495	その他	2,617
工具器具・備品	489	<b>固定負債</b>	<b>19,789</b>
土地	30,012	長期借入金	5,108
リース資産	5	リース債務	3
建設仮勘定	786	繰延税金負債	14,267
<b>無形固定資産</b>	<b>1,088</b>	株式給付引当金	150
<b>投資その他の資産</b>	<b>83,268</b>	資産除去債務	192
投資有価証券	66,547	その他	67
関係会社株式・関係会社出資金	2,752	<b>負債合計</b>	<b>162,265</b>
長期貸付金	8,899	<b>純資産の部</b>	
前払年金費用	3,794	<b>株主資本</b>	<b>146,278</b>
その他	3,213	<b>資本金</b>	<b>19,838</b>
貸倒引当金	△1,939	<b>資本剰余金</b>	<b>25,548</b>
<b>資産合計</b>	<b>342,384</b>	資本準備金	25,322
		その他資本剰余金	226
		<b>利益剰余金</b>	<b>106,207</b>
		利益準備金	4,959
		その他利益剰余金	101,247
		新事業開拓事業者投資損失準備金	108
		固定資産圧縮積立金	3,708
		別途積立金	87,800
		繰越利益剰余金	9,631
		<b>自己株式</b>	<b>△5,316</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>33,840</b>
		その他有価証券評価差額金	33,840
		<b>純資産合計</b>	<b>180,119</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>342,384</b>



損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	268,340	
投資開発事業等売上高	6,119	274,460
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	238,224	
投資開発事業等売上原価	2,785	241,009
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	30,116	
投資開発事業等総利益	3,334	33,450
<b>販売費及び一般管理費</b>		20,532
<b>営業利益</b>		12,918
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	1,722	
為替差益	329	
その他	231	2,284
<b>営業外費用</b>		
支払利息	199	
支払手数料	54	
投資事業組合運用損	52	
その他	0	307
<b>経常利益</b>		14,895
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	3,205	
その他	610	3,815
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	512	
その他	9	522
<b>税引前当期純利益</b>		18,189
法人税、住民税及び事業税	5,440	
法人税等調整額	180	5,620
<b>当期純利益</b>		12,568

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
					新事業開拓事業者投資損失準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	19,838	25,322	-	25,322	4,959	134	3,565	87,000	6,615	102,274
当期変動額										
別途積立金の積立								800	△800	-
剰余金の配当									△8,635	△8,635
当期純利益									12,568	12,568
自己株式の取得										
自己株式の処分			226	226						
新事業開拓事業者投資損失準備金の積立						108			△108	-
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩						△134			134	-
固定資産圧縮積立金の積立							176		△176	-
固定資産圧縮積立金の取崩							△32		32	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	226	226	-	△26	143	800	3,015	3,933
当期末残高	19,838	25,322	226	25,548	4,959	108	3,708	87,800	9,631	106,207

## 》 計算書類

(単位 百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△5,185	142,250	24,403	24,403	166,653
当期変動額					
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△8,635			△8,635
当期純利益		12,568			12,568
自己株式の取得	△971	△971			△971
自己株式の処分	839	1,066			1,066
新事業開拓事業者投資 損失準備金の積立		－			－
新事業開拓事業者投資 損失準備金の取崩		－			－
固定資産圧縮積立金の 積立		－			－
固定資産圧縮積立金の 取崩		－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			9,437	9,437	9,437
当期変動額合計	△131	4,028	9,437	9,437	13,465
当期末残高	△5,316	146,278	33,840	33,840	180,119

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社 奥 村 組  
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社奥村組の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社奥村組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社 奥 村 組  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社奥村組の2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況に関し定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社 奥村組 監査等委員会

監査等委員 小寺哲夫<sup>㊟</sup>

常勤監査等委員 安倍和俊<sup>㊟</sup>

監査等委員 八代浩代<sup>㊟</sup>

監査等委員 西原健二<sup>㊟</sup>

監査等委員 前田栄治<sup>㊟</sup>

(注) 監査等委員 小寺哲夫、八代浩代、西原健二および前田栄治の4名は、社外取締役であります。

以 上

